

第二十六回国 参議院文教委員会會議録第二十八号

昭和三十一年五月十四日(火曜日)午前十一時七分開会

委員の異動

本日委員高田なほ子君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
林田 正治君
矢嶋 三義君
常岡 一郎君

委員

近藤 鶴代君
左藤 義詮君
関根 久蔵君
谷口弥三郎君
吉田 萬次君
安部 清美君
松澤 靖介君
松永 忠二君
湯山 勇君

衆議院議員

永山 忠則君
國務大臣 灘尾 弘吉君
文部大臣 稻葉 修君
政府委員 文部政務次官 内藤譽三郎君
文部省初等中等教育局長
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件
○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案(衆議院提出)

○公立小学校不平常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査の件(教科書検定に関する件)

(公立学校の学校の公費災害補償に関する件)
(児童生徒の災害補償に関する件)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。
委員の変更を報告いたします。
高田なほ子君が本日辞任され、藤原道子君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) まず、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案についてはすでに質疑を終局しておりますので、直ちに討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認められます。
これより採決に入ります。
学校教育法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(岡三郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本會議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手續につきまして、慣例により、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認められます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
有馬 英二 林田 正治
左藤 義詮 吉田 萬次
近藤 鶴代 常岡 一郎
湯山 勇 松澤 靖介
安部 清美 松永 忠二
矢嶋 三義

○委員長(岡三郎君) 次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案は衆議院修正送付案であります。

本案についてもすでに質疑を終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

○矢嶋三義君 本法律案は、養護学校に關連するものでございますが、先刻本委員会で議決されました学校教育法の一部を改正する法律案において、養護学校における就学を就学義務の履行とみなすという事に相なったことはまことに時宜に選したと考ふる次第でございます。

御承知の通り、小中学並びに盲ろう学校は義務制が完成されているわけでございますが、ただ養護学校のみいまだに義務制が実施されていない次第でございます。審議の過程に承わりますと、大体養護学校に就学すべき児童児童は五万人程度と推定される。そのうちで、本年度養護学校の教育が推進して、なおかつわずかに二千三百人程度が就学の機会に恵まれているという惨憺たる状況でございます。私は本法律案の成立を機会に大臣にも質疑の段階において要望いたしましたように、養護学校の義務制が一日も早く実現されるよう政府においては格段の努力をすることを強く要請をいたす次第でございます。

なお、本法律案において市町村立の養護学校の教職員を市町村立学校職員と給与負担法第一条に規定する教職員とする

することによって勤続年数その他に優遇措置が講ぜられたことは、まことに適切なことと考ふる次第でございますが、と同時に、この養護学校、さらに特殊学級等の特殊教育の現状は、なおきわめて不十分な状況にありますので、各委員から大臣にいろいろと質疑をされたわけでございますが、大臣も特殊教育の振興について格段の熱意を示されました。今後憲法第二十六条に規定するところの教育の機会均等並びに義務教育無償の建前からすれば、教員定数の確保、そのほか、さらには施設設備の充実に格段なる努力をすべきものと考へます。

なお、わが参議院における原案は、内閣提出法律案を衆議院において修正可決されました送付された原案でございますが、この修正案において事務職員の時間外勤務手当を都道府県負担としたし、その二分の一を国庫負担とする修正をなしたと、これまた賛成する次第でございます。事務職員の問題については、本委員会においても過去数年間にわたっていろいろと調査して参ったこととございますが、その一部がこのたび解決することは同僚諸君とともに喜びたいと思つております。しかし、この質疑の段階において明確になりましたように、事務職員の格づけ、あるいは人事交流、質の向上の問題、さらには待遇の適正なる向上をはからねばならぬという点については何人も異論のないところでございまして、これらの点については内藤初等中等局長

から適切な答弁がなされておらず、その答弁の線に沿って一日も早く実現されることを強く要望するとともに、その動向を今後私は見守っていくことをここに申し上げておきたいと思

います。最後に、これまた昨日の委員会において衆議院において修正案を出しました小牧代議士に質疑をいたし、政府委員にも伺ったところでありますが、寮母の勤務状況の特殊性からして、当然私が時間外勤務手当が支給されるべき

であると考えられるにもかかわらず、このたびの修正に寮母という活字が入っていないのでございます。私はミス・プリントではないかと伺ったのでござい

ますが、そうでない、その必要は認めざるが予算その他の関係上、このたびは寮母という活字を同時に入れることは

できなかったということでございます。また政府委員に伺いますと、その業務の特殊性は認める、特殊性を認めて時間外勤務手当を出さない

かわりに本俸を調整しているということとでございます。それではどの程度調整しているかと伺いますと、わずかに調整号俸一号俸であるという御答弁で

附帯決議

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を可決するに際し、本委員会は、政府に対し次の通り要望する。

一 盲学校、聾学校及び養護学校において特殊教育に携わる寮母について

は、その勤務の特殊性に鑑み、これに対し時間外勤務手当等を支給すること、及びその経費の地方負担を義務教育費国庫負担法の対象とするこ

とについて、速かに適切な措置を講ずること。

以上のとおりであります。私の原案に対する賛成演説は、社会党を代表するものであり、付帯決議案は、各党派共同提案を代表して提案いたした次第でございます。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もないうようでありますから、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

賛成者挙手

○委員長(岡三郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきまして

は、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
有馬 英二 林田 正治
佐藤 義詮 吉田 萬次
近藤 鶴代 常岡 一郎
湯山 勇 松澤 靖介
安部 清美 松永 忠二
矢嶋 三義

○委員長(岡三郎君) 次に、討論中矢嶋君から提出されました付帯決議案を議題といたします。

本付帯決議案を本委員会の付帯決議とすることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ者あり

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。よって本付帯決議案を本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岡三郎君) 次に、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 永山提案者に伺います。この法律は公布の日から施行することに相なるわけでございますが、今休職している該当事務職員は、この法の施行後においては、現行法において八割支給されているところの給与が教

員並みの支給に変わってくるわけですが、療養期間はいかように認定されることになるのございませうか。

○衆議院議員(永山忠則君) 三年にいたしまして、従前の期間を通算することになっております。

○矢嶋三義君 それに書いてあります。それが、今までも念のために伺います。今までも休職した期間を通算して、そうして休職のできる期間は教員並みの休養期間が与えられる、こういうことですね。

○衆議院議員(永山忠則君) さようでございます。

衆議院議員(永山忠則君)

さようでございますが、この法律案の内容については、衆議院の文教委員会において多年にわたっていろいろと検討をされたこととございまして、このたび衆議院側で議がまとまりまして提案になったことを私は非常に敬意を表するとともに感謝するものでございますが、しかし、この多年にわたってお互いの間で問題に相なっておりまして事務職員の問題のごく一部だけが取り上げられたわけでございます。まして、高等学校以下中小学校の事務職員の身分の問題ですね、こういう点についてはいろいろと衆議院の個々の文

教委の間で、提出者の間で御協議なさったと思われるのでありますが、その点についてはどういってお話し合いがなされて、今後その方面はいかように将来解決されようというお考えであるか、提出者を代表して一つお聞かせいただきたいと思います。

○衆議院議員(永山忠則君) この点に關しましては、実質的に文部省の方から行政指導によりまして待遇改善に資するように相談はいたしております。

で、文部当局の方から一応その点を説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(内藤馨三郎君) ただいま永山議員からお話がございましたので、事務職員の身分について教育公務員にするようにとお話がございます。したのですが、いろいろと研究いたしました結果、教育公務員にしたからといって直ちに優遇されるかどうかというようないろいろと疑問があるわけでございます。現に寮母や、あるいは実習助手も教育公務員に準じておられるわけでありませう。ですから教育公務員に準ずるような扱いをする点においていかなる点が問題になるかという点を研究いたしました結果、教育公務員になつてすぐ適用になるのか、ただいま永山議員から御提案になりました休職期間の三年、この点だけが実質的に準用規定の適用を受けるわけでありませう。この点を解決することが第一点。それから第二点は、昨日でしたか、社会党の小牧委員からも御提案になりました事務職員の超過勤務手当を府県負担に移して国庫が半額をこれを負担する、こういうことによりまして事務職員の優遇を考え、さらに昨日も申しましたように、事務職員の格づけの問題、人事交流、研修等の問題を実質的に解消いたしまして、総合的に事務職員の優遇対策を考えるのが現下の情勢には最も適したやり方ではないかろうか。もちろん今後の実施の状況を見まして、さらに不徹底の点があれば私どもは検討するにやぶさかでございますけれども、現状の法規から考えます最大の処置を講じたい、かような考えでございます。

○湯山勇君 最初提案者の方へお尋ね

で、文部当局の方から一応その点を説明をしていただきたいと思います。

いたしますが、付則2の適用になる人員の数の見込みと、それに伴う予算措置は大体どのようにお考えでございましょうか。

○衆議院議員(永山忠則君) 文部当局よりちょっと説明をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) この案により私も事務的に検討した結果、結果は教職員と同じようになり、一五、比率は見込んでおります。その結果五十八人が対象になる計算でございませ

す。そこで負担金総額といたしましては二千二百六十八万六千円、二分の一が一千百三十四万三千円というのが国庫負担の対象になるわけでござい

まして、財源措置は遺憾ながら積算の基礎は負担法の中はございませぬ。従って政府側の意見としては趣旨には

賛成であるが、その予算的な準備がございませぬので賛成いたしかねるとい

う以外には申しかねますが、しかしこの法案が通った場合には、義務教育費

国庫負担法は御承知の通り実績主義の法案でございまして、何と既定予算

算の中でやり繰りをいたしまして、不足額が出ればこれは補正予算なり予備

費なりで適当な措置を講じたい、かように考えております。

○湯山勇君 それから公布の日からという事ですけれども、大体いつごろ

公布の御予定でしょうか、会期中にこの法律が上るものとして。

○衆議院議員(永山忠則君) 直ちに公布するという事でございませぬ。

市町村費の負担の事務職員が、国立にはあまりないと思ひし、もちろんこれは対象にはなりません、公立の学校

における県費負担以外の事務職員の数、それからそれ以外の公費負担でな

い事務職員の数、これは相当数になると思ひますので、全国的に本法適用者

である県費負担の事務職員の数と、それから市町村費負担の事務職員の数、そ

ういう資料が所収ありであれば一つお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) ちよつと手元に詳細な資料がございませぬが、

県費負担職員の方が約九千名ございませぬ、市町村費負担というものは、こ

れは本来認むべき筋合じでございませぬので、私どもはさういふものとか、

あるいはPTAがかりに雇つておるやうな、さういふ事務職員はすみやかに

県費負担職員に切りかえるように自治庁とも交渉をして、今度われわれが研

究しております標準定数の中には織り込んで、ぜひ最近の機会にこれは県

費負担に切りかえたい、さういふ考へ方でございませぬ。

○湯山勇君 おそらく高校あたりでは県費負担の事務職員と、それからPTA

も少な過ぎる。これは政府はもとより、提案者としてもお認めのことと思

ひます。さうすると、今まあ局長の御答弁にありましたように、市町村負担

の事務職員、それから、やみという言葉が適当かどうかは別として、さうい

う事務職員についてはすみやかに解消するさういふ方法は、これは相当強力

な、しかも具体的な方法、手段を講じなければならぬと思ひし、さうい

う法律ができた機会に、ますますその差が開くさういふことと思ひますので、

それについてより強力な具体的な手段をおとりになる御用意があるかどうか、

これは大臣にぜひお伺ひしたいと思ひますのですけれども、幸い政務次官が

お見えになっておりますから、さういふ点についての御所見を伺ひたいと思

ひます。

○政府委員(稲葉修君) 御意見はさきわめてごもっともと存じますが、強力な

手段をとりたいと存じます。具体的な処置につきましては、初中局長から詳細御答弁を申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま政務次官が申しましたように、事務当局

想を持つておられるわけです。で、これをできれば基礎財政需要額の算定の基礎

にもいたしたい、さういふことでただいま自治庁とも交渉してございませぬ

で、できますれば昭和三十三年度の基礎財政需要額にはさういふ趣旨で織り

込みたい、かような考へを持つております。

○矢嶋三義君 さっきの質問を返しますがね、教育公務員特別法では、免許

所有ということが非常な大事な要素になつておるのです。その考へ方は変

える私には必要があるのじゃないかと思ひます。で、教育公務員でないと

いう規定の仕方ですね、それを具体的に考へて、小学校、中学校、高等学校の学園

教育の場を考えた場合に、その事務職員の方々が教育公務員でないという考

え方は、どうしても私はびつたりこのいのですかね。で、あなたが先ほど事

務職員が教育公務員になつたからといって特に優遇されるわけでもない、個

別のに実質的には近づけつつあると、さういふ御答弁ですがね、であつたら

この際教育公務員に準じて扱つたさういふ扱い方をしているならば、法

は免許が必要ですが。大学の場合には免許状は要りませんが、一定の資格が

要望されているわけでありませぬ。そこで、この範囲で教育なり研究、ある

いは生徒、児童の訓育に携わる、さういふ点から、私どもの考へ方では、これ

をせいでい伸ばしてしまつても、寮母と実習助手、こゝまでは直接訓育に携わ

る、さういふ点で寮母と実習助手は認めておる。これは両者とも免許状がな

くても特別に認めまして、教員法規を用い、さらに調整号俸をして優遇をし

ておることは昨日申し上げた通りであります。で、事務職員は、これはその

学校に、職場は同じでございませぬけれども、勤務の実体は違つて、勤務の内

容も違つておるわけでありませぬ。で、どちらかと申しますならば、教育委員会、

あるいは文部省、あるいは大学の事務当局、さういふのと一連の関係が

ございませぬので、たとえば小中学校にいますからという理由だけで、教育公務

員とすることは、かえつて私どもは身分の混淆を来さす、かような考へ方

でございまして、事務職員の待遇等の実情につきましては十分同情しなければならぬ余地もあると思ひますが、それ

には教育振興のために格段の努力をすることが必要であると思ひますので、その点について湯山委員も指摘された通りでございます。この点についてはぜひとも努力していただきたいと思ひます。先ほどあなたの答弁されておりました察母、実習助手は直接の教育に携わっているから、これは教育公務員として扱っているというようなことですが、これはやはり準用で、明文には、条文には明記していませんが、私は明記すべきだと思ひますがね。

○政府委員(内藤三郎君) 施行令の方で準用しております。
○矢嶋三義君 従って、教育公務員の規定の仕方からいって、先ほどあなたの御答弁の中にもありましたように、はっきりと直接教育に携わっているわけですから、教育公務員として施行令で準用というように形ではなくて、本法に私は明記されるべきものと思ひますがね、いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) そこはちょっと私達のじゃなからうかと思ひますので、純然たる教育、研究に従事している教育職員と、それに近いのですけれども、その近いけれども、広範囲に、広義の意味においては教育なり訓育に携わっておりますけれども、直接教科あるいは教科外の活動という学校教育プログラマーをやっているわけではございません。その辺が教育公務員特例法が定めてあるゆえんでございまして、教育公務員特例法施行令三条に基づきまして、これはもちろん特例法を引いているわけでございますが、特例法に明文があつて、それを受けて、施行令の三条で実習助手、寮母は

入っているのでございますから、特例法上の明文がある、こう申し上げても差しつかえないと思ひます。
○矢嶋三義君 これで終りますかね、局長、御答弁はそこは苦しいところだと思ひます。先ほどあなたの御答弁からいって、助手とか寮母というのは直接教育に携わっているのですから、施行令で準用というような形になってはいるわけですが、直接教育に携わっているのと、携わっていないのと云々というようになことで、なかなか苦しい答弁をされているのですが、現実に工業学校とか農業学校で助手が生徒に対する教育に関与する度合いと、普通の教室で普通科の先生が教壇に立つて生徒の教育に關与するのと、区別しようにしても区別されぬと思ひます。工業学校、農業学校では、助手がいなかったら教育はストップしますよ、できませんよ。だから、子供の教育に關与しているという点では、その子供に教える内容は違つてはしようけれども、私は差別はつかぬと思ひます。従つて、こういう人たちはりっぱな教育公務員で、特別扱いにして準用するというような規定をなされるということは、私は問題だと思ひますがね。これはあえて答弁を求めません。

○委員(岡三郎君) 他に御発言もありません。御異議ございませんか。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

て本案に賛成いたします。
なお、賛成に当りまして、二点の強い要望をいたしたいと思ひます。
第一点は、現在事務職員の配置状況はきつめて不十分であると思ひます。従つて、すみやかに事務職員の配置状況の改善をはかること、これが第一点でございます。
第二点は、市町村負担、あるいはPTA負担等の事務職員が相当数現在ございまして、これらについては、これをすすみやかに県費負担に切りかえるように、政府において格段の、しかも早急な措置を強く要望いたします。以上であります。

○委員(岡三郎君) 他に御意見もありません。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。
○委員(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

ます。

○委員長(岡三郎君) 本案に対する質疑は次回に譲ります。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。次に、教科書検定に関する件を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 昨日松永委員並びに私から、提出されていない資料を提出するよう委員長を通じて再要求したわけですが、本日まで提出されておられません。承わると、いろいろ事情があつて提出されないということですが、どういふ事情があるのか、御説明いただきたいと思ふ。

○政府委員(内藤馨三郎君) 昨日お話の調査官の資料は本日提出いたしましたと思ひます。その昨日お話がございました分につきましては、松永委員からお話があつた特定の著者の特定会社に分につきましてはその理由を明らかに、不合格にした理由書を提出するようになり、こういふようなお尋ねがあつたわけでありませう。

そこで、その前に私二点ほど申し上げたいと思ふのですが、教科書行政のうちで最も大事な点は、一つは検定の公正を期するということが第一点でありまして、一つはその検定された教科書を公正に採択する、この二つの点が教科書行政上最も重要な点だと考えたのであります。そこで昨年度からこの教科書の検定を公正にするという点でいろいろと御批判もあり、文部省でもいろいろ検討した結果、昨年は調査官をとりあえず二十名増置いたしました、お手元に配付したような経歴の者

がそれぞれ専門に當つてゐるわけでございます。ところで、その調査官は下調べをするわけでございますが、その調査官に配するに現場の事情がわかるようにというので現場の先生それぞれ小中高等学校の現場側の先生を非常勤の調査員に委嘱してゐるのであります。同時に、非常に専門的な学識経験の分も要るのでこの点は大学の専門の教授たちに御委嘱しまして非常勤の調査員をお願いしてゐる。そういう方々が資料を作りまして、その資料に基づきまして教科書の検定審議会でそれぞれ審議される。その検定審議会のメンバー及びメンバーの職歴についてはこれも本委員会に提出したわけでございます。この審議会の委員が今までは十六人で非常に手薄であつたのですが、今回八十名にこれを増員したわけでありませう。各教科にこれを非常に専門的な方方がいらつしやるわけでありませう。お手元にあるのをごらんいただければおわかりになると思ひますが、その道の権威の方がいらつしやる。ただこの方々は教科書に執筆した者でない、教科書を書いてないという点に特色があるわけでありませう。その範囲で選んだわけでありませう。その会長をしていらつしやるのが天野貞祐氏であります。天野貞祐氏が昨日の読売新聞にこういふ寄稿をされておられるのでちよつと御参考まで読んでみますと、「教科書の検定について官僚の統制を憂へる向きもあるが、それは全く事情のわからぬことから起る杞憂である。教科書の合否を決定するのは審議委員会であつて、各方面から選ばれた識者が官僚の指図に従うなどということはありえない。審査に當つては著者名、出版者名は知

らされず、番号審査であるから個人的関心の入る余地は全く存しない。なお漱石の機知に富む言葉をかりれば、自分損のゆかぬ限り親切をしたがるのが人情である。自分になんの得るところもないのに、好んで業者に損害を与え、著者のうらみを買い危険をおかす人などは容易にありえない。不合格の断定をするのは本人としてはまことに苦しい止むをえざる義務なのである。その際一般的思想の自由は教科書に關する思想の自由とは合致しない。いかに優れた著述でも教科書としては不適格といふことも可能なことは論を要しないところである。これはずつと前に前文がございますが、これは最後の一節であります。

○矢嶋三義君 ちよつと答弁中ですが、私が伺つたのは、昨日教科別のあがの合否の統計表と、松永委員から不合格になつたと新聞に報ぜられてゐる一、二の教科書の会社側に渡した不合格理由書を出してほしいというのに対して、出せないという御答弁で本日また出ていないわけですか。それについて、あなた何か釈明したいというので発言を要求したわけ、非常にな何を言わんとするのか、少し……あまりに広範に答弁し過ぎてゐるようですからしぼつて……。

○政府委員(内藤馨三郎君) これからその理由を申し上げませう。そこでこれら具体的に申し上げませうことは、こういう理由でやっておりますので、文部大臣といえどもこの審議会に何ら圧力を加えておりませぬから、審議会自体の御判断によつてきめられ、その結果を尊重して文部省は合否の判定をしてゐるわけでありませう。そこで、昨

日松永委員からのお話でございますが、実は不合格理由書については、従来はこの不合格について理由を文書では出してゐないものであります。口頭でしか出してゐない。ところが、私どもとしてはできるだけ親切に文書にした方がよい、また文書にしてくれという著者からの要望があつたわけでありませう。何かやみへ舞られるということには困る、こういうことでございますから文書に出した。こういうわけでございますが、こういう文書はあくまでも従来口頭で伝達してゐたものを便宜上書類にしたものであつて、業者に対して与えたものであつて、一般に公開するようになつてはならないのであります。従つて不合格理由書を一般に公開するに際しても検定原稿と対比しなければこれは理解がたいと思ひます。そういう一般におかされるような理由書ではございませんので、検定原稿が手元にございませぬので、検定原稿が手元にございませぬので、これは向者あわせてやらないと意味がない。それからいま一つは、これを公表すると、特定の教科書についてその教科書の発行者、著者が一般にマークされることになつて採択に不当の影響を与えるおそれがある。今回出した原稿の中で四分の一以上改訂したものにはこれは新規原稿として取り扱つておるのであります。不合格理由書の中には同一著者で同一発行者が発行してゐる現使用中の教科書が相当あるわけですから、ですからこれが発表になりますと、採択の公正を害して現場教育に混乱を起すおそれもある。さらに最近常時検定にしたわけでありませう。落ちた教科書を五月の初めから再審査を受け付けてゐるわけです。そうすると、この中に受け付け

て今現在審査中の分があるわけでありませう。これをここでいろいろと論議されることは私審査中の事案にも關係するので、これもいかがかと思つておるのであります。そういうわけでございます。この原稿について異論があらますれば、私どもの不合格理由書に御異論があらまれば、この御異論についてはもう一度審議会に諮ることになつておりました、業者から当然に意見が出るはずなんです。ところが、いまだに業者からは正式に抗議書が出てゐないのです。われわれとの見解が相違するならば当然に著者なり業者から出て来るはずなんです。私どもそれを待つてゐるのですが、それがまだ出ない最中に私もここでこういう問題を御論議いたたくのもこれもいかがかと思つておりました。向うから出て来ればまた別でございますけれども、しかも今常時検定で五月の検定が審査中になつておりました、おつたものが、審査中の事案でもありませう、私はこの際は差し控えていたきたいと思ひませう。

それから今のは松永委員の分でありませうが、矢嶋委員のお話の分は、採択時期前に教科別に発表するということでは従来から行なつてゐない。これは数少ない教科書になりませう、どういふ発行者のだけが著者でやつたかということが大体推定される、そこで業者間においていろいろの具に供された過去の例もございませうが、不公正な取引をさせたくない、なお採択の公正を期するといふ意味から、採択前にはお許しを願ひたい、もちろん採択の結果が済みましたら私どもの方から公表させていただきます。この時期まで

今現在審査中の分があるわけでありませう。これをここでいろいろと論議されることは私審査中の事案にも關係するので、これもいかがかと思つておるのであります。そういうわけでございます。この原稿について異論があらますれば、私どもの不合格理由書に御異論があらまれば、この御異論についてはもう一度審議会に諮ることになつておりました、業者から当然に意見が出るはずなんです。ところが、いまだに業者からは正式に抗議書が出てゐないのです。われわれとの見解が相違するならば当然に著者なり業者から出て来るはずなんです。私どもそれを待つてゐるのですが、それがまだ出ない最中に私もここでこういう問題を御論議いたたくのもこれもいかがかと思つておりました。向うから出て来ればまた別でございますけれども、しかも今常時検定で五月の検定が審査中になつておりました、おつたものが、審査中の事案でもありませう、私はこの際は差し控えていたきたいと思ひませう。

待つていただきたい。

○矢嶋三壽君 では何ですね、私の党では、教科書検定というのは、きわめて重大だから徹底的に掘り下げて調査する覚悟を決定いたしているわけですね。時期が来れば、不合格理由だけ見ただけでは十分わからないわけだから、検定原稿まで入手して、その検定原稿と不合格理由とを対照することによって検定状況というものが十分わかるわけですから、それまでの調査をしたいと考えているわけですね。で、時期が来ればそういうものを国会に提出することは差しつかえない、こういう答弁と了承してよろしいですか。

○政府委員(内藤三郎君) 時期の点は、私、矢嶋委員からお話のあった教科別の点については、時期を待つていただきたい、これは本年度の採択が九月八月一ぱいで済むと思いますが、九月以降になったら教科別の分はこれはお示しできると思っています。

それから先ほどの松永委員の、この個々の分についての不合格理由については、私ちょっとこれはお約束いたしかねると思うのです。今あなたのお話のように、一つは再審査の請求中であるということ、一つは現在その会社のものが相当広範囲に同じ著者のものが使われている、四分の一以上の改訂とすることで申請が来たりしますけれども、これを公表することは非常に現在の採択に重大なる影響があると私もは考えるので、その点も私今公表することは少ししかがかと思えます。これも時期が相当先へ行って採択に影響がないということが明瞭ならこれはけっこうだと思えますが、私どもとしては今自信がないのであります。

○松永忠二君 今のお話は、私の要求した資料について提出できない理由をいろいろのお話があったわけ、私はそれらの点について納得ができればいいわけでありませう。まず、最初に検定に当たっては、検定の公正を期するということが、採択の公正をはかるということとが非常に大切なことだというお話だった、私は検定の公正を期するという意味から今のその検定が果して正しく行われているかどうかということについての検討の資料を要求している、であって、そういう意味からいって、私の考えている基本的な態度は誤りではないと思うのです。検定の公正を期するという意味で検定が行われた結果についての検討する資料を出していただきたいことを申し上げておる。それから私は調査官が審議会に資料を出して、そうしてその審議会が審議中において資料を提出してほしいということをお話しておるわけではなくて、すでに大臣が検定の許可、不許可を決定した後である、これはある意味から言うわけなんです、立法の一つの法律に基づき、あるいは規則に基づいての行政措置がなされた結果なんです、しかもその理由書を出すことそれ自身が行政措置だから、その措置をされているものについてその事実を示してくれということなんです、そういう意味からいって私も私はこれは決して検定の権利を侵害したり、審議会の権利を侵害するものではないと思うわけです。しかもこれは、とにかく従前口頭でお話したとおりでも文書で出されておるわけなんです。そのこと自体一つの行政措置であります。しかもそれは立法に基

て行われた行政措置であるから、その措置されたもの自体を出してくれということなんだから何ら私は違法にはならないと思えます。それから不合格の理由書を明確にしていこうというお話が出た、現場の職員どうこうというお話があったが、私はたとえ同一著者の人がある他の教科書を作っているとしたら、その検定不合格の理由が明確になることによってその人の著書、あるいは著作のものを利用している教科書について、どういふ点を考慮していかなければならないかという点のことについて、どういふ事実がはつきりくるので、むしろその教科書を取り扱っている教育者というものはその事実に基づいてやはり相当考慮をして教育に当たっていかなければならないという点において、むしろ教育にプラスを来たすのじゃないか、決してその執筆者が不合格になつたからといって、その教科書に対して不信を持つものじゃない、その教科書を使うに当たって教育的な考慮をする一つの機会を与えるわけでありまして、決して混乱を起すことにはならない。

その次に常時検定というお話が出てきているのであります、今度常時検定と文部省は出されておるんですが、これはあくまでも昭和三十四年度の教科書の検定についてのことであります。現在検定の不合格になったものについてはこれはもうすでに終了したものであります。この教科書が、また再び同じものが出ていくということではないのであります、この教科書自体についてどういふ点が一体工合が悪いのか、どういふ理由書が出ているの

かということ調べていくということであって、これも常時検定だからそれがどういふものという、常時検定といふことは、昭和三十四年度の使用教科書についてであるので、何ら常時検定との関連が出てくる性質のものではないと私は思うのであります。

それからもう一つの点で、異議があれば申し立てができ、あるいは審議を直すかのようなお話があったが、そういうことは何ら発行者、著者にも通じておられないし、事実またそういうことができるというものは、具体的な不合格になった教科書を再度出してきて、そうしてこれを三十三年度の使用教科書として審議会が決定し直すということが行われるならば、事実そういうことは行われていたことならばそれはさういふことではないと思われたい。私はただ、その理由書について異議があれば説明の機会を持つということであって、あらためて再度これを審議し直して、昭和三十三年の教科書として審議をし直すということではなからうと思ひます。そういうことであるならばわれわれがこれをとやかく言うことは、検定そのものに対するわれわれの侵害であるので、そういうことを私は要求しているのじゃない。もうすでにこの教科書がいかなる異議申し立てがあるにしても、審議会としては、文部大臣としては再度これを検定合格とすることはあり得ないのである、ないことなんです。従つてこれが異議申し立てがあり、それを何か今度の教科書として、本年度また許可するかのときような考えを持つような御発言をなさっているけれども、そういう事実は

ない。もうすでに行政措置として不合格決定がなされたものだ。そのものについてはわれわれはあくまでも検定の公正をはかるためにこれを要求することは何ら不当ではない。あるいは昨日の御説明では、これをやることは教科書会社のいろいろな採択に影響を及ぼすというお話であったのです。教科書会社の不利益とか、採択いかんをわれわれは問題にするよりも、あくまでも検定が公正妥当に行われておるかどうかということの問題にする以上、そういうことを考慮する必要はないと思ふ。また、教科書会社の理解を得て希望に沿う、許せば許すということのお話だけれども、むしろそういうことではなくて、教科書会社の理解を得て資料を提出したいということであるならば、またそこに話もわかるのに、教科書会社が許せば私はお出しすることをまた考えてみたい。……きょうのお話では、そういうことも飛びぬけて、本質的に提出すること自体が、何か検定の公正を破壊し、あるいは公正な採択を破壊するかのとき印象を与えることを言われ、なおかつ、現場の教育に混乱を来たすようなお話をされておることについては私は納得がいきかねるわけなんです。もうすでにこうして日本読書新聞等にも、これのおよその項目が書かれ、しかも執筆者自身は、抽象的であつて、私としては納得できない、というふうなことも言われておる。著者の方から異議が出てきておるませんとか、発行者のところから異議が出てこないということなんかについては私は納得がいきかねるのであります。

以上を理由を述べて、やはり積極的

ない。もうすでに行政措置として不合格決定がなされたものだ。そのものについてはわれわれはあくまでも検定の公正をはかるためにこれを要求することは何ら不当ではない。あるいは昨日の御説明では、これをやることは教科書会社のいろいろな採択に影響を及ぼすというお話であったのです。教科書会社の不利益とか、採択いかんをわれわれは問題にするよりも、あくまでも検定が公正妥当に行われておるかどうかということの問題にする以上、そういうことを考慮する必要はないと思ふ。また、教科書会社の理解を得て希望に沿う、許せば許すということのお話だけれども、むしろそういうことではなくて、教科書会社の理解を得て資料を提出したいということであるならば、またそこに話もわかるのに、教科書会社が許せば私はお出しすることをまた考えてみたい。……きょうのお話では、そういうことも飛びぬけて、本質的に提出すること自体が、何か検定の公正を破壊し、あるいは公正な採択を破壊するかのとき印象を与えることを言われ、なおかつ、現場の教育に混乱を来たすようなお話をされておることについては私は納得がいきかねるわけなんです。もうすでにこうして日本読書新聞等にも、これのおよその項目が書かれ、しかも執筆者自身は、抽象的であつて、私としては納得できない、というふうなことも言われておる。著者の方から異議が出てきておるませんとか、発行者のところから異議が出てこないということなんかについては私は納得がいきかねるのであります。

に私は、もし教科書会社の理解が必要であれば、それを得て積極的に御出しいただき、また文部大臣と御相談していただいた資料をお出しただいて、それで私たちがあくまで審議会の審議をよく検討し、妥当に行われたであろう審議の状況をよく把握して、そして教科書の公正妥当な検定の行なえることを願っておるわけでありませう。そういう意味から、私は今の御説明は納得ができません。とにかく、私の要求したものでない資料の御提出をしていただきたくない。それだけではなくて、私の申し上げたのは、やはり思想的な面に触れるものが多いように思うので、他の委員から、あるいは理科、英語等のものについてやはりそういう要求があれば、やはりそういうものを出して行って、誤解を解いて行くということ、私は事務当局のやられる措置であらうと思ふ。

○委員長(岡三郎君) ちょっとと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。
○矢嶋三義君 議事進行について。ただいま教科書検定に関する資料の提出について論議されているわけですが、先日の委員会から本日の委員会まで、こんな程度で、資料提出について出す出さぬで時間を空費している点非常に遺憾に思ふ。しかし、今の段階で、松永委員、あるいは私の要求している資料を出せといつても、結局時間を空費するだけだと思ふ。従つて、私は今後の進行としては、具体的に審議、調査を進めて行って、そうしてよいよその必要な段階になったときにあらためてこの問題を取り上げるし、

またそのときに本委員会の意思がきまれば、内藤初中局長が百万言を尽くそうとも、立法府としてその資料を入手することが出来るわけですから、われわれとしては政府委員の答弁は全く納得できないわけですが、一応論議はここで切つて、実質的な審議に入るようにはいかかかと、かように私は議事進行を提案いたします。

○松永忠二君 今矢嶋議員からお話がありましたけれども、私はやはり提出を要求する理由、しなければいけない理由を明確にしたわけですが、ただし、そんなことであるなら、私はとにかく理由書として他のいろいろな雑誌等から見たものについて、これはどうであるか、真実であるかどうかというところ、この文章は正しいかどうかということについて、やはりこの席上で確認をしていただくという方法によって、統一ある資料については、また時期を追つていろいろな討論を経て、必要だということでは皆さん御判定いただければ決定して出していただくこととし、私はそういう状況であるならば、私が把握した理由書に基いて、これが真であるか偽であるかということについてやはり御返事をいただいて、そして審議を進めて行くということについては私は賛成であります。

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。
ただいま教科書の検定に関して松永委員、それから矢嶋委員から質疑があったわけですが、文部当局からもそれに対するいろいろの答弁がございました。しかし、この問題については、先

題に対する質疑を続けた中において、さらに要求すべきものは要求するという形で進行していてもよろしいといふことが言われましたので、次回にその方向で御検討願つて、委員長の方からもその趣旨をよく文部当局に伝えて、資料提出については善処いたしますので、御了解願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 次回では了承できません。再開後本日ぜひやらしてもらいたい。次々に送つていったら、会期末にいつやる機会はないのです。きょうはぜひ午後再開して、一日じゃ済まぬでしょうが、あの程度やらしていただきたい。もちろんおそくなつても、またまった法律案の審議については、委員長の言われる通りにやります。
○委員長(岡三郎君) それでは、そのように本日休想いたしますが、再開後に教科書問題についての質疑を継続することを御了承願ひたいと思ひます。それでは、これから休憩に入ります。再開後、おいて学校医に関する法律について御検討いただきますので、一つ御出席方をお願いしたいと思います。

午後五時六分開会
○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を再開いたします。
まず、公立学校の学校医の公務災害補償に関する件を議題といたします。本件につきましても、各会派の御了解が得られれば、本委員会から法律案を提出することに、すでに理事会及び委員会の決定をおるわけでありま

すが、今日、各会派の意見も一致いたしました。その案文はお手元にお配りしてある通りであります。本案をもつて、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案の草案とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

この際、国会法第五十七条の三の規定に基き、本案に対する内閣の意見を聴取することにいたします。
○國務大臣(藤尾弘吉君) この法律案の内容につきましても、種々検討を要する問題もございまして、予算上の措置もとられていないのでございまして、政府といたしましては、今、にわかには賛成の意を表し兼ねるのであります。
○委員長(岡三郎君) ただいま本案に対する内閣の意見が表明されたわけでありまして、御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○矢嶋三義君 私は質疑でなくて、本法律案の議決をするに当りまして、特に委員長の、本会議に本法律案が上程される場合の報告内容の中に、本法案成立後において、この運用上においては公務上の災害の認定、これを厳密に運用するよう、特に報告の中に入れておいていただきたいと思います。と申しますわけは、私はこの法律では、この法の運用に当つて、認定の問題についていろいろの問題が起つてきやしないかと心配するものでございまして、拡大解釈等が不適正に行われるようなことがあつてはならないと考へます。もちろん当事者にとって不利益な取扱いをされたような場合には、人事委員会に審査を請求することはできることになつ

ているわけですが、災害の認定に適正を得ない場合はいろいろと種々問題が起つてくるかと予想される点がありまうので、法成立後、運用の場合には、その点に特に注意するよう、報告内容に入れていただきたいことを要望いたします。
○委員長(岡三郎君) ただいまの矢嶋委員の要望につきましては、本会議において提案する場合に、その意が提案理由の中に十分申し述べられるように、御要望に沿ひたいと思ひます。

本草案を公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案として、本委員会から提出することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

○委員長(岡三郎君) 次に、児童生徒の災害補償に関する決議案を議題といたします。本件につきましては、法律案が衆議院から提出され、現在継続案件として衆議院において審査されておりますが、ただいま提出を決定いたしました公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案とも関連がございするもので、この際本委員会としても一応意思の表明を行うことを適切と考へ、この点については昨日の委員会ですでに御了承を得ているところでありませう。案文を朗読いたします。

近時、義務教育諸学校の児童、生徒が、修学旅行、遠足、或いは学校給食等、学校管理下の教育活動において、種々の災害を被つてゐることは、まことに遺憾に堪えない。しかも、これらの災害の対応措置が、すべて父兄の犠牲と負担において行われてゐることは、義務教育の趣旨からも絶対に見のがし得ないことである。

国は、このような災害から、児童、生徒を守るとともに、不幸にして災害を受けた場合は、公正な補償を行うよう速かに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。
本決議案を本委員会の決議とするに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(岡三郎君) 全会一致であります。よつて本決議案を本委員会の決議とすることに全会一致をもって決定いたしました。

なお、自後の取扱いについては委員長に御一任願います。
ちよつと速記を停止して。

〔速記中止〕
○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。教科書検定に関する件は明日に譲ることになりました。本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

〔参照〕
本日の委員会において決定した本委員会提出の法律案は次の通り。
公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案
公立学校の学校医の公務災害補償

公立学校の学校医の公務災害補償

償に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行うとともに、当該補償に要する経費についての費用負担に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(補償義務)
第二条 地方公共団体は、その設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)の非常勤の学校医(以下「学校医」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。
(補償の種類)
第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医の公務上の災害に対する補償(以下「補償」という。)の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給)
- 二 休業補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときにおける補償)
- 三 障害補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおかつた場合においてなお存する身体障害に対する補償)

四 遺族補償(学校医が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償)

五 葬祭補償(学校医が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償)

六 打切補償(学校医が療養補償開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における補償)

(補償の範囲、金額、支給方法等)
第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。ただし、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「義務教育諸学校」という。)の学校医に關するものについては、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師として医療に従事する者の公務上の災害に對し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるよう、これを定めなければならない。

(都道府県の負担)
第五条 都道府県は、市町村立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費を負担しなければならない。

(国の負担)

第六条 国は、公立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費の二分の一を負担する。

(協議)
第七条 市町村の教育委員会は、第五条に規定する学校医に係るこの法律による補償を行う場合においては、あらかじめ都道府県の教育委員会と協議しなければならない。

(審査)
第八条 この法律による公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に対し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該都道府県の人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該教育委員会に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(損害賠償の免責)
第九条 地方公共団体は、この法律による補償を行った場合において、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免かれる。

(第三者に対する損害賠償の請求)
第十条 地方公共団体は、補償の原

因である災害が第三者の行為によつて生じた場合においてこの法律による補償を行つたときは、その価額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、この法律による補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、地方公共団体は、その価額の限度において、この法律による補償の責を免かれる。

(補償を受ける権利)
第十一条 学校医が離職した場合においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(時効)
第十二条 この法律による補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

(非課税等)
第十三条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第十四条 この法律による補償に關する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)
第十五条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医の戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理人に對して無料で証明を請求することができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 2 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）の一部を次のように改正する。
第五十四条中「第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）」の下に、「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第号）第三条第三号」を加える。
第五十六条第三号中「第十三条」の下に、「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三条第三号」を加える。
- 3 第六十四条中「第十五条（他の法律において準用する場合を含む。）」の下に、「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三条第四号」を加える。
- 4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二百六十二条第六号中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律百九十一号。防衛庁職員給与法第二十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第号）」を加える。
第六百七十二号第六号中「国家公務員災害補償法」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を加える。

昭和三十一年五月十八日印刷

昭和三十一年五月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局